

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成18年4月7日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年4月7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	旧廃棄物地下貯蔵設備排風機高性能フィルター差圧計(501B-DPI-2)において、指示不良が認められたため、当該差圧計を点検・修理	
2	3号機	制御棒駆動水圧ユニット(42-11)ラプチャディスクにおいて、取付ボルトのシール部より窒素ガスのリーク(微少)が認められたため、当該部を点検・修理	
3	4号機	逃し安全弁窒素供給(A)系のポンペ元弁(V-86-24A)において、継ぎ手部よりリーク(カニ泡程度)が認められたため、当該部を点検・修理	
4	4号機	廃棄物処理系廃液フィルタ保持ポンプの出口弁(AO-20-114)全閉状態時において、開閉表示ランプの両点が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	
5	4号機	バッチオイルタンク室換気空調系給気ダンパ(AO-76-410)の点検時、電磁弁(FSO-410)排気口よりエアリークが認められたため、当該電磁弁を点検・修理	
6	6号機	原子炉隔離時冷却系タービン蒸気入口ドレンポットレベルスイッチの分解点検において、スタットボルトのナットを緩める際、噛み込みによるねじ山の損傷(4本中2本)が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	
7	6号機	タービン駆動原子炉給水ポンプシール水コントロールパネル(A)計装用空気系ミニチュア弁の点検時、弁グラウンド部よりエアリーク(1台)が認められたため、当該弁を交換	
8	6号機	格納容器雰囲気モニタ(B)系冷却水ライン淡水希釈弁(AO-E12-F111B)の点検時、電磁弁の排気口よりエアリークが認められたため、当該電磁弁を点検・修理	
9	6号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(A)下半ケーシングメタル温度指示計の点検時、指示不良(ダウンスケール)が認められたため、当該指示計を交換	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	その他	低レベル放射性廃棄物検査装置において、検査システムを起動した際、検査情報表示に不具合が生じたため、検査システムプログラムを点検・修正	
11	その他	固体廃棄物貯蔵庫搬出検査設備のドラム缶ハンドリング装置用ホイストクレーンの昇降動作に不良が認められたため、当該クレーンを点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで